

大阪市指定喫煙所整備にかかる指針

1 目的

本指針は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、本市の責務として路上喫煙の防止のために指定喫煙所の整備を推進し、もって市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するため、指定喫煙所の整備において準拠すべき事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 本指針における用語の意義は、条例の例による。
- (2) 本指針において「指定喫煙所」とは、公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できる喫煙所で本市が指定したものをいう。

3 整備方針

- (1) 本市が設置する指定喫煙所は、別途定める「大阪市公設喫煙所設置基準」によるものとする。
- (2) 本市は、民間事業者が喫煙所を整備（新規・改修）するに当たり、別途定める「大阪市指定喫煙所設置経費等補助金交付要綱」に基づき当該民間事業者が本市に交付申請した場合であって、当該整備内容が別表に定める指定要件に適合すると判断したときは、整備費等を補助するとともに、当該喫煙所を指定喫煙所として指定する。
- (3) 本市は、民間事業者が既に設置している喫煙所について、別途定める「大阪市指定喫煙所指定制度実施要綱」に基づき当該民間事業者が本市に指定申請した場合であって、当該喫煙所が別表に定める指定要件に適合すると判断したときは、当該喫煙所を指定喫煙所として指定する。

4 指定する喫煙所について

- (1) 本市は、指定喫煙所の所在場所について適切に周知する。
- (2) 本市は、指定喫煙所が別表に定める指定要件に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。

5 その他

本指針に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年4月27日から施行する。

この指針は、令和6年4月11日から施行する。

この指針は、令和6年10月9日から施行する。

別表 指定要件

	(1) 屋内喫煙所	(2) 屋外閉鎖型喫煙所	(3) 屋外開放型喫煙所
ア 形態	建物内にあるもの	屋根と壁で完全に囲まれているもの	囲いだけの構造など、屋根や壁で完全に囲われていないもの
イ 設置場所	道路等公共の場所に面する建物に設置し、直接出入りできること、かつ、喫煙所の全部または一部を建物の1階に設置すること。 ただし、喫煙所が当該建物の中に存在することを当該建物の入口（建物が道路等公共の場所から奥まっている場合は、道路等公共の場所沿いの敷地内）に明確に表示し、かつ、建物内に喫煙所までのルート案内を表示する場合は、設置場所要件を満たすものとする。	①道路等公共の場所から容易に利用できる場所であること。 ②市民等の通行・公園利用等の支障にならない場所であること。	①道路等を通行する者から離れた場所であること。 ②望まない受動喫煙を防ぐため、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所を避けるなど周辺環境への影響に配慮した場所であること。
ウ 構造	①出入口に扉等が設けられていること。 ②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。 ③排気口は、人通りの少ない場所に向いていること。 ④民間事業者が既に設置している喫煙所については、上記①及び②の構造要件は適用しないものとする。	①出入口に扉等が設けられていること。 ②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。 ③排気口は、天井近くの高い場所にあり、人通りの少ない場所に向いていること。 ④給気口は、排気口の反対側に設置されていること。	①方向転換のためのクランクがあること（2回以上が望ましい）。 ②壁等で喫煙場所が区切られ、たばこの煙が人通りの多い方向に流れないよう配慮されていること（周囲に影響がないと本市が認めた場合を除く。） ③壁については、一定の高さがあること（2.5～3m程度が望ましい）。 ④四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20cm）があること。 ⑤天井の一部を囲う場合は、天井に勾配をつけ、壁と天井の間に人通りの少ない方に向けた排気用の開口面があること。
エ 維持管理	運営日においては、毎日清掃等を行い、適切な維持管理が見込まれること。 概ね1日8時間以上かつ週5日以上供用すること。		
オ その他	①健康増進法（平成14年法律第103号）に則したものとすること。 ②その他関係法令等を遵守すること。	①「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成30年11月9日付け健発1109第6号厚生労働省健康局長通知）に準ずること。ただし、指針の目的を達成すると認める場合は、この限りでない。 ②その他関係法令等を遵守すること。	